Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor
核兵器・核実験モニター
458
14/10/15
毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可
軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして
¥200

発行■NPO法人ピースデポ
223-0062　横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F
Tel 045-563-5101　Fax 045-563-9907　e-mail:office@peacedepot.org　URL：http:/www.peacedepot.org
主筆■梅林宏道　編集長■湯浅一郎　郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座■横浜銀行　日吉支店　普通　1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

第1回国連核兵器廃絶国際デー記念市民フォーラム

北東アジア非核兵器地帯は今こそ有用
―軍事依存を低減させ、緊張を解く鍵に

2014年9月16日、明治学院大学白金キャンパス（東京都港区）において、第1回国連核兵器廃絶国際デー記念市民フォーラム「北東アジア非核兵器地帯へ―安全保障ジレンマを超えて」が開催された。モートン・ハルペリン元米大統領特別補佐官をはじめ、北東アジア非核兵器地帯を推進してきた梅林宏道（日本）、徐輔赫（ソ・ボヒョク）（韓国）両氏が発題した。本フォーラムは、北東アジア非核兵器地帯の現在的意義や実現可能性に関する議論を深める場となった。登壇した3氏の発題を紹介する。

市民フォーラム開催の背景

9月16日に開催された市民フォーラムは、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）及び核兵器廃絶長崎連絡協議会（PCU-NC）[1]を中心とする国内外の研究機関による、2012年からの研究プロジェクト「北東アジア非核兵器地帯への包括的アプローチ」に関連して開催された。

同プロジェクトは、以下の趣旨により実施されている（「プロジェクト要項」）。

「2011年12月、著名な国際政治学者であり、米朝交渉に関与した元米高官モートン・ハルペリン氏が、北東アジア非核兵器地帯の構想を包含する『北東アジア包括的平和安全保障協定』によって現在の行き詰まりを打開する提案を行ったのは、極めて時宜を得たものであった。」

「ハルペリン氏の構想を基礎として北東アジア非核兵器地帯への包括的なアプローチの詳細な検討を行う。」

上記の趣旨に沿って、3回の国際ワークショップが開催された。第1回：12年12月7～10日（長崎・東京）、第2回：13年6月20～23日（ソウル・長崎）、第3回：14年9月14～16日（東京）。

9月16日の市民フォーラムは、第3回ワークショップにおけるNGOフォーラムとして、核兵器廃絶日本NGO連絡会、RECNA、PCU-NC、明治学院大学国際平和研究所（PRIME）が共催した。ピースデポは、核兵器廃絶日本NGO連絡会のメンバーとして、開催に協力した。

市民フォーラムでは、モートン・ハルペリン、徐輔赫（「参与連帯」平和軍縮センター実行委員、ソウル大学校統一平和研究院）、梅林宏道（RECNAセンター長、ピースデポ特別顧問）の3氏が、それぞれの視点から発題を行った。以下に要旨を紹介する（核兵器廃絶日本NGO連絡会の記録をもとにピースデポがまとめた）。

今号の内容

北東アジア非核兵器地帯で市民フォーラム
＜資料＞ソ・ボヒョク氏の発題原稿
＜寄稿＞マーシャル諸島が国際司法裁判所へ提訴 山田寿則
＜資料＞岸田文雄外相の「フォーリン・アフェアーズ」誌寄稿文

なぜ今、非核兵器地帯が必要なのか
（梅林宏道氏の発題）

今、日本が安全保障という観点できわどい状況にあるというのがみなさんの感覚なのではないか。その状況の中で非核兵器地帯の話をする意義について述べたい。

非核兵器地帯構想が、核兵器廃絶のための動きの一部であるという捉え方は当然で、実際に核兵器をなくすための重要な構想である。しかし、それ以上に、非核兵器地帯にコミットすることは国の平和・安全保障に関する一つの根本的な価値観の表明でもある。

1999年、周辺事態法が議論される局面があった。日本には憲法9条があり、厳密な意味における専守防衛政策をとっているが、それが崩れるのではないかと深刻に議論された。9条を基本とする平和政策が崩れかねない時に、危機感を語るだけではなく、具体的にどのような対案を市民として提起するのかという話になった。そこで私は『非核兵器地帯こそがその対案だ』という話をし、『世界』（岩波書店）に論説を書いた。

いま私が主張したいのは、まさに同じ話だ。閣議決定により、自衛隊の集団的自衛権の行使が認められようとしているが、この話と非核兵器地帯は密接につながっている。たとえばモンゴルは、1998年に「一国非核兵器地位」を国連決議によって獲得した。これは核問題において非常に画期的であったが、同時にモンゴルが国の存在のあり方を決めるための意志表示でもあった。モンゴルは、中国とロシアに囲まれている中で、大国に影響されずに独立を貫く独自の国家戦略として一国非核兵器地位を打ち出した。

いま日本は、軍事力による安全保障戦略への関与を深めている。憲法9条と被爆体験は、日本が財産として持っている歴史的な蓄積である。これらを土台に、いかに軍事に依存せず日本の平和と安全を守ることができるかを考えなければならない。非核兵器地帯は、軍事力に頼った安全保障への対抗構想だ。今ある財産を使いながら国のありかたを考える、当時私が定義した「現実的外交（リアル・ディプロマシー）」である。

対話を通して非核兵器地帯を
（徐輔赫氏の発題）

（**3ページ資料**に発題原稿全訳。）

非核兵器地帯は核兵器のない世界に向けた第1段階である。北朝鮮を含む北東アジアを非核兵器地帯にすることが、核廃絶に向けた活動を盛り上げるきっかけとなるよう、韓国と日本の市民団体は議論を重ねてきた。

『参与連帯』（PSPD）は、北朝鮮に対する偏見や先入観を捨て、度重なる核危機を回避するための一歩を踏み出さなければいけないということを主張してきた。また、韓国と米国の政府がこれまでとってきた制裁を中心とした政策を転換し、交渉や対話の機会を通して北東アジア非核兵器地帯をつくることに注力したほうがいいとも提案してきた。日本の市民社会もこれに同意してくれている。

PSPDは2015年のNPT再検討会議にむけて働きかけを強めていきたい。南北朝鮮の関係は悪化の一途をたどっているが、だからこそ朝鮮半島を含む北東アジアの非核兵器地帯設立は重要である。日本と韓国の市民社会は、ともに目標達成のために活動を続けなければならない。

北東アジア非核兵器地帯に向けた包括的なアプローチ
（モートン・ハルペリン氏の発題）

アジアにおける核兵器の歴史は長い。中国、ロシア、そして米国の存在だ。今はもうないが、1970年代には沖縄に核兵器が配備されていた。韓国の核保有の可能性については常に心配されており、また開発計画を立てたこともある。北朝鮮はすでに何発も核兵器を保有している。

実はこの地域で核兵器国の仲間入りをしたこと、あるいはしようと試みたことがないのは日本だけである。核兵器国になりうる技術を持ちながら、保有していない。北朝鮮は国際情勢に大きな変化がない限り核保有国であり続けると言っている。ただし、「大きな変化」が何かを具体的には言及しておらず、廃絶に向けて北朝鮮を説得することは可能かもしれない。北朝鮮が核保有を放棄することは地域の安全の保障につながるため、北朝鮮と合意に達することは必要であり、また可能でもあると信じている。

核兵器の廃絶に向けては、アメリカと北朝鮮の間の2国間協議に始まり、韓国と中国も含めた4か国協議、そして日本、ロシア、南北朝鮮、中国、米国の6か国協議がある。これらの協議は不定期に開かれ、具体的な成果を生み出せないでおり、特に近年は協議を持つことさえ難しくなっている。米国は「北朝鮮には核兵器を諦める気はなく、したがって協議もする気がない」という結論に至っている。ただ、また最近になって北朝鮮が協議に前向きな姿勢を見せている。

北朝鮮の言い分としては、これまで幾度も真摯に核兵器廃絶を検討し、米国と様々な合意を結んできたが、米国側が取極めを守らなかったとしている。他の国の事例を見てみると、例えばリビアなどは核兵器を持たなくなったことで米国に攻撃され、イランは査察を拒否している。これらの事例から北朝鮮は米国が信用ならないと

しているのではないか。

米側としては、北朝鮮は核兵器を手放すと約束し、西側諸国もコミットしたと信じている。このように、両者ともに自らの立場を信じている。第三者的立場から、北朝鮮に同情的な人々もいるが、そのような意見はもちろんワシントンでは受け入れられない。それではどのようにこの問題を解決に導けるのか。両者共に、過去数十年間、自国内で培ってきた見方を大きく転換することなくして、開ける新たな道はあるのか。

日本は北朝鮮の非核化を望んでいる。北朝鮮は米国との対立関係の緩和、制裁の解除、エネルギーの安全保障、そして米国との国交回復を望んでいる。これらを実現するには、もしかしたら一見、「最後のステップ」だと思われるところから始めるのがよいのかもしれない。つまり、これらの条件を満たすような内容の国際協定（筆者注：条約などの法的拘束力のある何らかの取極め）に同意することである。それが、まさに非核兵器地帯構想なのだ。この構想は、朝鮮半島より広域に適用される。加盟国はすべて法的義務を負う。日本と南北朝鮮は、非核を選択し、その代り核兵器国の脅威から逃れられることとなる。モンゴルも加盟すればより好ましいだろう。

日本は、北朝鮮と中国に対し、非核兵器地帯を作る意志を明確にすべきである。北朝鮮は、これと同時に、あるいはその前に、核兵器を解体すること及び、査察を受け入れることを宣言する必要がある。日本はこの枠組みにおいては、査察という面で多大な協力ができるはずであり、その準備があることを主張すべきである。これにより新たな国際的・地域的な監視体制ができる。北朝鮮には、核兵器がなくなったあとの体制をなるべく仔細に見せていくことが大事である。

NPTができる前、NPTが実現可能だと考えた人はいなかった。当時、NPTが阻まれうる政治的理由はいくらでもあった。非核兵器地帯に関しても、1960年代、人々は同じことを言っていた。近隣諸国こそが敵国だと。しかし現在、南半球のほぼすべての国が非核兵器地帯となった。つまり、「北東アジアの非核兵器地帯は不可能」などという悲観的な見方は改めるべきで、「無理だと思っていたよ」と振り返って言える日を目指したい。　（発題要約ここまで。）

＊　＊　＊

現在の日本は、集団的自衛権の行使容認へ踏み切ろうとしており、北東アジアの軍事的緊張を高めかねない政策を実行している。しかしいま求められているのは、「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中」[2]でこそ、具体的対案としての多国間による協調的安全保障の枠組みである。そのような視座に立てば立つほどに、北東アジア非核兵器地帯構想は、まさに時代の要請であるといえるだろう。（塚田晋一郎）Ⓜ

注
1　長崎県、長崎市、長崎大学の3者が一体となり核兵器廃絶に取り組むための枠組み。12年10月設立。
2　国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱（13年12月17日閣議決定）など、現在の日本政府が頻繁に用いる表現。

【資料】徐輔赫（ソ・ボヒョク）氏発題「韓国における平和・統一運動：PSPD及びNCCKのいくつかの事例」

市民フォーラム「北東アジア非核兵器地帯へ―安全保障ジレンマを超えて」
14年9月16日、明治学院大学

1. 参与連帯（PSPD）

核兵器のない北東アジアは可能か？
―2014年NPT再検討会議での北東アジア非核兵器地帯に関するNGOフォーラムを終えて

極めて難しい、あるいは、不可能だ！ これが「北東アジア非核兵器地帯の設立」に関する6か国協議の国連代表が考えていることだ。北東アジアに核兵器保有国がある限り、この世界から核兵器がなくなるまでこの地域で核兵器を廃絶することはできないのだろうか？　それは、まったくうぶな市民の無益な希望なのだろうか？

彼らが何を考えているかにかかわらず、「それは可能だ」と声を上げている人々がいる。PSPDを含む韓国、日本及びモンゴルの市民・社会組織が4月30日に国連本部に集まり、それをどのように実現するのかを議論した。それは、2014年NPT再検討会議準備委員会で開かれた「北東アジア非核兵器地帯を設立するための行動を起こすとき」と題したNGOフォーラムだった。

非核兵器地帯をつくることは、「核兵器のない世界」へ向かう第一段階である。それは、世界全体から核兵器をなくしていくことを加速する役割を担う。そのアイデアは、非核兵器地帯を一つ一つ広げていくことが、核兵器をなくしていき、最終的にこの世界を核兵器のない世界にするのだというものである。朝鮮半島と北東アジアを非核兵器地帯にすることは触媒となりうるという希望を持って、PSPDを含む韓国と日本の市民・社会組織は徐々に議論を発展させてきた。

議論と一致する形で、PSPDはフォーラムにおいて、繰り返される核危機を解決するためには北朝鮮に対する惰性の認識や偏見を克服することが必要だと主張してきた。PSPDはまた、制裁に焦点を当てた韓米政府の「戦略的忍耐」政策を変更し、北東アジア非核兵器地帯を設立する目的のための対話と交渉を再開することを提案した。日本の市民社会はまた、この地域の安全保障にとって有意義であると同意し、国内での様々なレベルでの非核兵器地帯に関する草の根運動を紹介した。

フォーラムの終わりに、北東アジア非核兵器地帯を実現するために市民社会によって出された意見や勧告に基づいて、共同声明が発表された。声明は、行動すべき時だということを強調した。諸国家はまず、核兵器に依存した安全保障政策からの決別を追求すべきだ。とくに声明は、北朝鮮の慢性的な核問題は休戦協定を朝鮮半島の平和システムに転換させる包括的アプローチを要求していると宣言し、あらゆる分野からの協力と支援を要求した。

6か国協議の代表たちが考えるように、北東アジア非核兵器地帯の設立は極めて難しいか、あるいは、不可能ですらあるかも知れない。しかし、どれほど困難で複雑な交渉になるとしても、設立を目指す努力を止めることはできない。PSPDは、2015年NPT再検

討会議へ向け核兵器のない北東アジアを目指す活動を継続し強化する。

PSPD及び市民・社会組織の連合による平和フォーラムは、「朝鮮半島の平和政策に関する報告」を起草し、韓国で国連代表部、外交使節団及び海外の平和組織に配布した。報告は、北朝鮮の核問題に関する過去20年間の論争を検証し、韓米政府が維持してきた「敵対的無視」政策は失敗であったと指摘している。

7月14日の**軍事費に関する国際行動デー**において、韓国では22人の法律家と市民団体が記者会見と街頭キャンペーンを実施した。それは4回目の国際行動デーであり、今年のキーワードは「軍縮」と「福祉」であった。主要なメッセージは、高額な軍事費を削減すること、そして、社会的な両極化によって加速される雇用、教育、住宅、医療の諸問題を解決し、不安要素及び大規模災害や安全に関連する事故のような懸念を取り除くために予算を投資することに焦点を当てた。

2013年の韓国の軍事費は、世界のトップ10にランクインした。しかし、社会福祉への支出がGDPに占める割合は、OECD諸国34か国中33位に位置している。年間の自殺者は15,000人に達しており、3分の1は経済的困難が理由で命を絶っている。キャンペーンの参加者たちは、3月に発生した母親と2人の娘の事故の物語を伝えながら、緊急に解決されるべき真の脅威は何かを問うた。

「私たちの税金を戦争ではなく福祉に使え」!　言い換えれば、それは国家安全保障とは人々の安全に由来していることを意味している。我々は、政府が軍備競争を止めることを望んでおり、多国間協力と信頼構築を追求する。また、社会的なセーフティネットに支出し、安全保障システムを構築することに投資することが望ましい。

2. 韓国キリスト教教会協議会(NCCK)

朝鮮半島における正義、平和及び和解のための国際協議

15の国々及び34の教会とエキュメニカル組織を代表する54の参加者は、ジュネーブのボセイ研究所で開催された世界教会協議会(WCC)の会議を共有した。

3年間で初めて、NCCKのメンバーは朝鮮キリスト教連盟(KCF)の同胞たちに出会った。とりわけ、我々は、他の3人のメンバーとともに参加していたKCFの新たな議長カン・ミョンチョル牧師と出会えたことを喜んだ。この歴史的な機会に、1984年の東山荘プロセスの精神の下に集まった。昨秋(2013年9月)、WCCのオラフ総務は平壌を訪問し、WCC第10回総会に続くこの会議のための基礎を作った。この会議は、朝鮮半島の和解における教会の役割とエキュメニカル運動の関与を考えるためのものであった。

開会の礼拝は、WCC中央委員会の韓国人メンバーであるベ・ヒュンチュ牧師によって導かれた。CCA総務であるヘンリエット・フタバラット・レバン牧師が説教を行い、長い間、朝鮮半島にはイデオロギー紛争が存在し続け、家族は未だに離散の苦痛のうちに置かれていると述べた。この会議において、教会は平和のために協力することが求められており、愛の連帯で結集する好機である。

6月18日、皆が平和を希求する希望をともに語り合ったことに、この会議の主要な仕事が示されていた。とくに、日本軍によって性奴隷とされたギル・ヨンオクの言葉は、とても意味深いものであった。彼女は、朝鮮は戦時の下にいるべきではないと述べ、そして、子孫たちが戦争による痛みと苦しみを経験しないことを望んでいる。

6月19日の閉会の礼拝で、キム・ヨンジュ牧師とカン・ミョンチョル牧師が、2014年の光復節のための南北公式祈祷文に署名をし、オラフ総務に提出した。祈祷文は全てのWCC参加国の言語に翻訳され、全ての教会が8月15日の前の日曜日に行なわれるそれぞれの集会で共有することを奨励して、全参加教会に配られるだろう。

韓国キリスト教教会協議会と朝鮮キリスト教連盟は、平壌の鳳岫(ボンス)教会で南北共同礼拝を開催した。

朝鮮半島の平和と再統一のための8・15共同礼拝は、韓国キリスト教教会協議会(NCCK)と朝鮮キリスト教連盟(KCF)によって平壌の鳳岫教会で開かれた。この礼拝のために、NCCKは加盟する宗派とその傘下組織から19名の代表団を組織し、8月13日(水)から16日(土)まで平壌に滞在した。

この共同礼拝へ向けた第一歩は、2013年の世界教会協議会(WCC)釜山会議における朝鮮半島の平和と再統一に関する宣言の提案から始まり、その後、朝鮮半島の公正、平和及び再統一に関するスイス・ボセイ国際会議で行動プロセスが合意された。

韓国キリスト教教会協議会(NCCK)と朝鮮キリスト教連盟(KCF)は、ボセイ会議の後に、世界中の教会によって採択された朝鮮半島の平和と再統一に関する8・15礼拝週間の意義に留意しながら、平壌の鳳岫教会でこの共同礼拝を行なった。

共同礼拝集会は、司会進行役とカン・ミョンチョル牧師(KCF議長)が、困難な時期の平壌訪問を歓迎するメッセージによってNCCK代表団を歓待するところから始まった。牧師は、たとえ我々は頻繁に会う機会を持てなくとも、依然としてイエス・キリストの下に一つに繋がってきたのだと述べた。また彼は、我々の集まりは平和的な雰囲気を創り出すために極めて重要な意味を持っている、なぜなら不信と戦争は国の荒廃への道であるが、平和と再統一は生存への道であるからだ、と述べた。外国の勢力によって分断されているとしても、我々は一つの民であり一つの血族であるということを忘れてはならない。彼は、イエスは山上の垂訓の中で平和を創り出すために働く者に神の恩恵があるだろうと言ったと述べた。そして、6・15宣言と10・4宣言を実行することは、平和への道であり、我々の民が生きる道であると強調した。また彼は、平和と神の再統一がこの国でただちに実現されるよう、この集会が神に嘆願することを希望した。

キム・ヨンジュ牧師(NCCK事務総長)は、NCCK代表団を招待してくれたことについて、KCFに対し感謝の意を表明した。そして、調和と平和的な再統一を実現する目的で共同礼拝を行なうことは、とても意義深いと述べ、とりわけ今日、我々が植民地支配から解放された日にそれを行なうことは、とくにそうであると述べた。真の解放は、我々が南北の平和と再統一を実現したときにのみ完成するのだという事実を、我々は深く考えるべきである。長い間、南北の教会は平和と再統一をめぐる協力のために、それぞれの最善を尽くしてきた。解放後の朝鮮の分断は自分たちの利益に従ったより強大な国々によってもたらされたのであり、当時彼らに打ち勝つ力を我々は持っていなかったということを忘れるべきではない。北と南の政府は、6月15日(6・15)宣言と10月4日(10・4)宣言を通じて、平和と再統一に向けた実務的な準備に乗り出した。しかしながら、我々は残念ながらこれらの合意を推敲できていない。この現実の中で、我々は平和の使徒としての自分たちの役割を完遂しなければならない。そして、我々の使命は平和をつくり出すにあたっての障害を取り除くことである。

北と南の教会は、この南北共同礼拝を通じて、人々の癒し、和解、そして、再統一が実を結ぶことを望んでいる。

(訳:ピースデポ)

【寄稿】マーシャル諸島共和国による国際司法裁判所への提訴

山田 寿則　明治大兼任講師、国際反核法律家協会（IALANA）理事

2014年4月24日、マーシャル諸島共和国が核保有9か国をそれぞれ相手取り国際司法裁判所（ICJ）に提訴した[1]。ICJではこれまでに2つの核兵器問題が扱われている。ひとつは核実験の適法性であり（1974年の核実験事件[2]と1995年核実験事件再検討事件）、もうひとつは核兵器の使用・威嚇の適法性である（1996年核兵器勧告的意見）。前者は訴訟打ち切りとなったが、後者ではICJの回答が得られた。即ち、核兵器の使用威嚇は国際法に一般的に反するが、自衛の極端な状況については確定的に判断できない。また「厳重かつ効果的な管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に導かれる交渉を誠実に行い、かつ完結させる義務がある」との結論である。この核軍縮義務については、その後の国連総会決議（いわゆるマレーシア決議）において圧倒的多数が認めるようになっている。この義務の存在が、今回のマーシャル諸島による提訴の根拠のひとつとなった。

市民社会とマーシャル諸島との連携で実現した提訴

マーシャル諸島は、国連信託統治領として米施政下におかれた期間に第5福竜丸事件で知られるように米国核実験場として使用されてきた歴史を持つ。このような核被害の経験が今回の提訴の背景にある[3]。他方、1996年の勧告的意見の実現には市民社会の活発な動きが背景にあったが、これに深く関与したIALANA（国際反核法律家協会）などの法律家たちの間では、従来から核兵器問題を再びICJに提起しようという検討が行われていた[4]。今回の提訴は、この法律家たちのマーシャル諸島への働きかけが背景にある。ICJにおける原告側共同代理人はマーシャル諸島のデブルム外相とIALANA副会長のフォン・バン・デン・ビーセンが務め、原告側弁護団には多くのIALANAメンバーが参加している[5]。

マーシャル諸島は何を求めているか

9つの訴状を通して原告の主張内容は共通している。核軍縮の進展状況は、CTBT未発効に見られるように具体的軍縮措置は停滞しており、かつ被告は安全保障政策における核兵器の役割を低減させるどころか、むしろその近代化を進め無期限に保有する態度を示している（国によっては量的増加も行っている）。加えて被告は非核兵器国の核軍縮推進の努力も妨害している。このような被告の行動は、NPT 6条とICJ意見で示された諸義務に違反する（非NPT国の被告については同じ内容の慣習法に違反する）。原告はこのように主張し、①被告が核軍備競争早期停止義務および核軍縮交渉義務に違反しているとの宣言判決と②判決後1年以内に前記義務の履行を被告に命じる判決をICJに求めている。

NPT6条は、①核軍備競争の早期停止、②核軍縮措置、③全面完全軍縮条約、この3つにつき誠実に交渉することを締約国に義務づけており、ICJ意見では前述のような核軍縮義務が示された。これら諸義務の相互関係や慣習法性の有無は争点だが、原告の主張は、①を根拠に核保有国による核兵器の近代化や質的量的増強の違法性を主張し、「誠実に」交渉する義務に着目して一見曖昧な「交渉義務」の内容を特定しようとする点に特徴がある。

管轄権についての被告各国の反応と今後の見通し

原告の提訴によりICJは9つの事件を処理することになったが、そのすべてで裁判手続が進むわけではない。国家間の国際裁判については一般に訴訟当事国双方による管轄権の受諾を前提とする。つまり裁判開始には双方の合意が必要となる。ICJでもこれは基本的に同じだが、英印パの3国は以前からICJの管轄権を受諾する宣言を出しており、原告も提訴の1年前に宣言を出していた[6]。よって、この諸国間では一方的提訴で裁判が開始できる。問題はこれら宣言には留保が付されている点だ。

まず、インドによる宣言には、国内管轄事項や敵対行為・自衛行動に関する紛争等についてはICJの管轄権を認めない旨の留保が付されている。インドの核計画や核軍備に関わる紛争はこれに該当すると主張される可能性がある。実際、インドは本件についてICJの管轄権を否定しており、かつ代理人を選任していない。これを受けて、ICJは本案に先立ち管轄権について審理することとして書面手続の日程を決定した[7]。

次に、パキスタンによる宣言の留保でも国内

管轄事項に関する紛争が管轄権から除外されている。だが、この留保は国内管轄事項該当性の基準を国際法の規律の有無に求めるという国際連盟規約15条8と同じ定式に拠っており、NPT6条と同一の内容の慣習法規の存在が確認される場合には、その規則の適用がある限りで対象となる事項は国内管轄事項とは言えないとの反論が可能である。したがって、本件についての管轄権の有無の問題は、適用法の有無の問題と密接に関連することとなる。もっとも、パキスタンは、管轄権の欠如だけでなく、請求の受理可能性も争っており、裁判所に対して本件請求を当初から却下するよう求めた。ICJはこれを受けて、管轄権と受理可能性の問題につき審理することとして、書面手続の日程を決定した[8]。パキスタンの主張は現時点では詳らかではないが、原告適格などを問題にしていることが推測される。

英国による宣言に付された留保にはICJの管轄権成立を特段に妨げる留保は見出されない。また現時点において英国は管轄権についての特段の主張を行っていないようであり、ICJは管轄権の問題と本案の区別を行うことなく書面手続の日程ついて命令を出している[9]。対英国訴訟は本案段階に進み実体審理に及ぶ可能性が高い。

他の6か国については、現在のところいずれからも応訴の意思は示されていない。また中国からは応訴しない旨の意思が示されたという[10]。よってこの6件の手続はこれ以上進行しないし、ICJの総件名簿にも記載されない。

現時点での書面手続の日程は以下のとおり。

2014年

12.6　原告の申述書提出期限（対インド事件（管轄権））

2015年

1.12　原告の申述書提出期限（対パキスタン事件（管轄権と受理可能性））

3.16　原告の申述書提出期限（対英国事件）

6.16　被告の答弁書提出期限（対インド事件（管轄権））

7.17　被告の答弁書提出期限（対パキスタン事件（管轄権と受理可能性））

12.16　被告の答弁書提出期限（対英国事件）

第三国の訴訟参加は広がるか?

訴訟当事者でない第三国も法廷で意見を表明できる。特に、第三国が加入している条約の解釈が問題となる場合には、ICJはこれらのすべての国に通告し、この通告を受けた国は手続きに参加する権利を有する。なお、この権利を行使して訴訟に参加した国は、判決によって与えられる解釈に拘束される。対英国事件ではNPTの解釈が争点となるので、ICJは日本を含む各NPT国に通告することとなる。この場合の参加申請は口頭手続の期日より前におこなう必要がある。今後訴訟に参加する国が多数になれば、国際的に関心の高い訴訟であることが示されるとともに、この問題が法的に国際社会の一般的利益に関わる事項であることを示すことにもつながるだろう。日本政府にも上記通告はあったものと思われるが、マーシャル諸島とともに核被害の実相を知る国として本件訴訟にどのような対応をとるのかが注目される。

判決の拘束力と社会的効果

ICJの判決は勧告的意見と異なり法的拘束力を有する。ただしそれは事件の当事国にとどまり、かつ他の事件でのICJの判断を拘束しない。だが、ICJは自己の判決を尊重する傾向にあり、事実上判例法的展開をしているとされる。また、前述のように訴訟参加の第三国については判示された解釈は拘束力をもつ。なお判決不履行については国連安保理による執行手続が存在するが、拒否権をもつP5を対象にした判決の執行は事実上不可能である。

このように判決の法的拘束力を巡る状況は限定的だが、望ましい判決が出た場合には、訴訟外の核保有国への社会的影響も無視できない。また、その判決に基づく国内訴訟の可能性も模索されよう。さらに、仮に原告の請求に沿った交渉命令判決が出て、その履行の有無に争いが生じた場合には再審の可能性もある。加えて提訴の事実それ自体も一定の影響をもつ。冒頭の核実験事件では、ICJへの提訴がフランスによる大気圏内核実験停止の一方的約束を導いた[11]。この裁判の社会的効果の拡大が注目される。Ⓜ

注

1　被告は、米ロ英仏中印・パキスタン・イスラエル・北朝鮮であり、計9件がICJに提起された。ICJでの正式な事件名はいずれも「核軍備競争の停止および核軍縮に関する交渉についての義務」である。裁判関連文書はICJのHP参照。www.icj-cij.org/ なおマーシャル諸島はICJ提訴の同日、米国政府等を相手取り米国連邦地裁にも提訴しており、マーシャル諸島を支援する市民社会の側ではこれらを総称して「核（兵器）ゼロ裁判」（Nuclear Zero lawsuits）と呼んでいる。その訴状のすべては以下のHPからDL可。www.nuclearzero.org

2　南太平洋でのフランスの大気圏内核実験の違法性認定と差止を求めて豪州とニュージーランドが提訴した事件。

3　本年4月のNPT再検討会議準備委員会でのマーシャル諸島外相演説参照（本誌第449−50号）。

4　例えば、浦田賢治編著『核不拡散から核廃絶へ』（日本評論社、2010年）90頁以下参照。

5　www.ialana.info/

6　現在、このような選択条項に基づく管轄権受諾宣言を出している国は日本を含めて70カ国。

7　2014年6月16日付ICJ命令。

8　2014年7月10日付ICJ命令。

9　2014年6月16日付ICJ命令。

10　IALANA Special Newsletter, 2014, p. 2. http://lcnp.org/RMI/IALANA-Newsletter_14_7.pdf

11　国際連合広報局『国際司法裁判所』（国際連合広報センター、2001年）56頁。

【資料】岸田文雄外務大臣「フォーリン・アフェアーズ」誌寄稿論文（2014年8月29日）

69回目の広島・長崎原爆忌を終え、秋の国連総会を前にした8月末、岸田外相がフォーリン・アフェアーズ誌へ短い論文を寄稿した。2015年を展望しての日本政府の核兵器政策に関する方針が簡潔にまとめられているので資料として掲載する。

「広島・長崎から70年　核兵器のない世界に向けて」（抜粋訳）

来年は広島・長崎への原爆投下70周年であり、次のNPT再検討会議が開催される年でもある。この重要な機会は、核兵器のない世界というビジョンを進めるための特別な機会を与えてくれるだろう。

（略）。冷戦後に平和的な秩序が形作られたにもかかわらず、拡散は続いており、核リスクはむしろ多様化している。世界は次の三つの主要な課題に直面している。

第一に、核を巡る問題における重要な国際規範である核兵器不拡散条約（NPT）第6条において、各締約国は核軍縮措置について「誠実に交渉を行う」ことを誓っている。それでもなお、世界には不透明な形での核戦力の増強が行われている。今日、世界には依然として16、000発以上の核兵器が存在し、これは人類を滅亡させるのに十分すぎる数である。それらの多くが未だに高度警戒態勢にあるとされており、偶発的又は権限のない使用のリスクがとてつもない懸念となり続けている。

第二に、世界は様々な地域的な不拡散上の懸念に直面している。2003年、北朝鮮は、一方的にNPTから脱退を宣言した。北朝鮮政府は、2006年、2009年、2013年に核実験を実施し、依然として、核・ミサイルの開発を継続している。また、イランの核問題についても、解決に向けて昨年以降一定の進展が見られるものの、未だ国際社会の懸念事項である。

第三に、テロリスト集団や他の非国家主体は、一層巧妙化された手法によって、違法な拡散活動にますます従事してきている。国際原子力機関（IAEA）によれば、核物質及び放射性物質に関連する不法取引等の事案は、毎年100件以上に及んでおり、2013年は146件であった。（略）。

こうした現状の中、日本政府は、2009年にプラハで、2013年にベルリンで行われたオバマ米大統領の核軍縮に関する演説を歓迎しており、核なき世界という共通の目標を進めるため、米国政府と緊密に連携してきた。私自身、広島出身の外相として、核軍縮・不拡散が、二つの原則を基礎に置くべきであると提案してきた。すなわち、第一に、核兵器が使用された際の非人道的影響についての正確な認識であり、第二に、ますます多様化する核リスクに直面している国際システムの状態への客観的な認識である。（略）。

今日の核リスクを削減するため、私は、当面取るべき4つの具体的な措置を提言する。

第一に、核軍縮交渉の多国間プロセスの強化である。日本政府は、すべての種類の核兵器の体系的かつ継続的な削減を強く支持しており、2013年6月のオバマ米大統領のベルリン演説を歓迎した。その演説では、最大3分の1の配備戦略核弾頭の削減及び戦術核の大幅削減に関するロシア連邦との交渉を追求することを提案している。これに加え、全世界から核兵器を除去するためには、いずれすべての核兵器保有国を取り込んだ多国間交渉が求められよう。

第二に、グローバルな核戦力及び核兵器削減努力に関する透明性の向上である。日本政府は、NPTで規定される核兵器国が、本年4～5月にニューヨークで開催された2015年NPT再検討会議第3回準備委員会において、2010年NPT行動計画の要請への回答として、核兵器国が統一的な構成に基づき自国の核戦力及び核軍縮努力に関する報告書を提出したことは、最初のステップとして歓迎する。しかし、情報の質と量においてこれらの報告書にはギャップもあり、透明性確保に向けた更なる努力が求められる。日本の代表団は、2015年NPT再検討会議において、すべての核兵器国が標準報告フォームに基づき、より多くの数値情報を含む一層透明性の高い報告を定期的に行うことを継続するという合意を目指したい。

第三に、日本政府は、北朝鮮にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄させるべく、六か国協議において他のパートナーと引き続き緊密に連携していく。（略）。

機微な技術や資機材等の拡散を阻止するためには、輸出管理制度の強化とこの分野での多国間協力が不可欠である。（略）。日本政府は、関連の国際条約の締結やIAEAによるガイダンスの実施などを各国に促し、核セキュリティ・サミットを通じるものを含む、この分野でのパートナーや同盟国との協力を前に進めていく。

第四に、（略）核兵器のない世界という目標を背景に国際社会が結束するのを促すため、核兵器の非人道的影響に関する議論を活用していく。その歴史にかんがみると、日本は核兵器がいかに破壊的なものになりうるかにつき深く理解している。その技術に関する非人道的側面に関する意識を増進することは、包括的核実験禁止条約早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉開始、IAEA追加議定書の普遍化のための原動力となりうる。この観点から、2014年12月にウィーンで開催される第3回核兵器の人道的影響に関する会議が包括的、かつ、核兵器国を含む幅広い国際的な参加を得るものとなることを期待する。

NPTは核リスクに対処するための主要な多国間の法的枠組みとして長らく機能してきている。1963年3月、ケネディ米大統領は、1970年代までに世界の核兵器保有国が15か国から25か国になるかもしれないと懸念を表明したが、NPTのおかげでこれは現実になっていない。NPT体制は国際社会の平和と安定への支持に死活的な役割を担っているが、核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用を巡る大きな取引が、核兵器国と非核兵器国との間の信頼関係に基づいているが故に、脆弱性も秘めている。それゆえ、NPT体制を維持することが決定的に重要であろう。

日本は、以上の原則に基づき、新たな行動計画について2015年NPT再検討会議でコンセンサスを得るために最大限の努力を行う。4月に開かれた、日本及び11の非核兵器国からなる第8回軍縮・不拡散イニシアティブ外相会合で発出された広島宣言もまた、来年のNPT再検討会議に向けた有益な指標となろう。広島宣言でも述べたとおり、日本政府は、世界中の政治指導者が広島・長崎を訪問し、被爆の実相に直接触れていただき、核兵器のない世界に向けた共有された思いを促進することを求める。

私は、原爆投下から70年である2015年において、世界が歴史を繰り返さないための決定的な行動を起こすことを心から期待する。

（外務省仮訳をもとにピースデポが修正。）

日　誌

2014.9.21～10.5

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

THHAD＝高高度防衛ミサイル

●9月22日付　ロゴジン・ロ副首相、同国は2020年までに戦略核兵器をすべて刷新すると述べる。「リア・ノボスチ」紙。

●9月22日　米国防総省、オバマ大統領が太平洋軍司令官に日系で横須賀出身のハリー・ハリス太平洋艦隊司令官を指名したと発表。

●9月23日　韓国「中央日報」、北朝鮮が8月に発射した短距離ミサイルについて、韓国高官が、戦術核搭載用とみていると報じる。

●9月25日　安倍首相、国連総会で一般討論演説。国際社会の安定に貢献してきた実績を強調し、安保理常任理事国入りに意欲示す。

●9月25日　岸田外相、韓国のユン外相と国連本部で会談。河野談話を「継承し、見直すことはない」との日本政府の方針伝える。

●9月25日　複数の日本政府関係者、日米ガイドライン改定を、年明け以降に先送りする方向で調整に入ったと述べる。共同通信。

●9月29日　日朝外務省局長級協議、瀋陽で開催。日本、拉致被害者再調査の初回報告を早期に行うよう強く求める。北朝鮮、誠実に調査していると説明。双方、協議継続を確認。

●10月1日　李北朝鮮外相とラブロフ・ロ外相、モスクワで会談。6か国協議再開や、両国の経済関係強化で協議。ロ外相、6か国協議再開は可能としつつ、時間が必要と述べる。

●10月1日　斎木外務次官とチョ韓国外務次官、都内で戦略対話。関係修復に向けハイレベルでの対話継続と深化が重要と確認。

●10月1日　「38ノース」、衛星写真により、北朝鮮が東倉里ミサイル発射場の改良工事を終えたとみられるとの報告書を発表。

●10月1日　高村自民党副総裁、北朝鮮拉致被害者で、すべての生存者の帰国が実現すれば、日本独自制裁が解除される見通し示す。

●10月2日　岸田外相とチョ韓国外務次官、都内で会談。次官、「（国交正常化50年の）来年を韓日関係発展の元年にしたいというのが朴槿恵大統領の考え」と伝える。

●10月2日　朝鮮中央通信、米THAADが韓国に配備されれば、政治的、軍事的な対抗措置を取らざるを得ず、北東アジア全体の軍拡競争に拍車がかかると非難。

●10月2日　伊原外務省アジア大洋州局長とデービース米北朝鮮担当特別代表、外務省で会談。伊原氏、日朝協議について説明。

●10月4日　金寛鎮韓国国家安保室長と金養建朝鮮労働党書記（統一戦線部長）、仁川で昼食懇談。双方、友好ムードを演出。

沖縄

●9月22日　民主党県連、喜納昌吉氏の知事選公認を党に申請。党本部は自主投票の方針を通達。

●9月22日　江藤防衛相、初来県し仲井真知事と会談。知事が要請した辺野古、豊原、久志の負担軽減で補償策検討を指示したと伝える。

●9月22日　国連「先住民族世界会議」開幕。糸数参議員が参加。琉球民族の権利訴える。

●9月24日　喜納昌吉民主党県連代表が知事選出馬表明。辺野古「承認撤回」掲げる。

●9月25日　ロックリア米太平洋軍司令官、「普天間の5年以内の運用停止」について、日本から要請を受けていないことを明らかに。

●9月28日付　オニール元米在沖総領事、海兵隊の運用で、朝鮮半島有事の際は佐世保の揚陸艦が沖縄で海兵隊を搭載し、朝鮮半島に向かうと述べる。

●9月28日　「F15、今後10年は主力戦闘機」。嘉手納配備35年目。星条旗新聞が報道。

●9月29日　与那国町議会、くじ引きにより与党の議長が選出され野党多数派に。野党側は陸自配備の住民投票実施の方針。

●9月29日　安倍首相、所信表明演説で「辺野古推進」を含め基地負担軽減推進を強調。

●9月29日　西普天間地区で新たに米軍遺棄ドラム缶7本発見。文化財調査試掘現場から。

●9月30日　ワーク米国防副長官、講演で「（基地）北部集約で駐留は政治的に安定」と述べる。

●10月1日　オスプレイ、普天間配備から2年。県内飛行回数64％増。夜間飛行も常態化。

●10月1日付　オスプレイ1機、ペルシャ湾で一時動力失う。搭乗員1人が行方不明。

●10月2日　嘉手納所属F15、海上に2.5kgのチタン合金製パネル1枚を落下。

●10月4日　時事通信、政府関係者の話として、米政府がCV22オスプレイ12機を15年7月に横田基地に配備する方針と報じる。

イアブック「核軍縮・平和2014」
―市民と自治体のために
11月発刊！
監修：梅林宏道／編著：NPO法人ピースデポ
発行：緑風出版／A5判 約320頁
会員価格1700円／一般価格2000円（ともに＋送料）
特集：核兵器の非人道性から禁止の法的枠組みへ
★ご注文方法は同封のチラシにて★
■2013年のキーワード：核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

核なき世界への現実的なアプローチ
核兵器を禁止する
8月6日発売
岩波ブックレット
川崎 哲
国際条約で禁じられていない唯一の大量破壊兵器，核兵器．核廃絶への新たな道筋として期待を集める核兵器禁止条約とはどのようなものなのか．
978-4-00-270906-2 A5判 本体 520円
〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
（定価は表示価格＋税） http://www.iwanami.co.jp/ 岩波書店

今号の略語

IAEA＝国際原子力機関
IALANA＝国際反核法律家協会
ICJ＝国際司法裁判所
NPT＝核不拡散条約
PSPD＝参与連帯
WCC＝世界教会協議会

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパンML に参加を
abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。（Yahoo! グループのML に移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。）

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。）

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>
塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp >、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号（6 桁）：会員の方に付いています。●「（定）」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器 核実験 モニター
書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、湯浅一郎（ピースデポ）、朝倉真知子、有銘佑理、金マリア、津留佐和子、中村和子、薮玲子、山田寿則、吉田遼、梅林宏道